予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款:衛生費 項:保健予防費 目:母子保健指導費

事業名 周産期母子医療センター等推進事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 医療整備課 医療整備係 電話番号:058-272-1111(内 2535)

E-mail: c11229@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 35,000 千円 (前年度予算額:35,000 千円)

<財源内訳>

| | 事業費 | 財 | | 財 | 源 | | 内 訳 | | | | | |
|-----|--------|-----|-----|-----|---|---|-----|-----|---|---|-----|-----|
| 区分 | | 国庫 | 分担金 | 使用料 | 財 | 産 | 寄附金 | その他 | 県 | 烓 | 1 | 般 |
| | | 支出金 | 負担金 | 手数料 | 収 | 入 | | | | 債 | 財 | 源 |
| 前年度 | 35,000 | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | | 0 | 35, | 000 |
| 要求額 | 35,000 | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | | 0 | 35, | 000 |
| 決定額 | | | | | | | | | | | | |

2 要求内容

(1)要求の趣旨(現状と課題)

県は、三次周産期医療機関において、リスクの高い妊産婦及び新生児の救急搬送の依頼に24時間体制で対応し、やむを得ず受入れできない場合であっても、受入れ先を確保するネットワーク体制を構築している。今後もこの体制を維持していくことが必要である。

(2) 事業内容

周産期医療の中核となる三次周産期医療機関(7病院)において、産科医療機関からの妊婦や新生児の救急搬送の依頼に24時間体制で対応し、やむを得ず受入れができない場合にも、確実に別の搬送受入先を確保するために必要な経費。(委託事業)

(3) 県負担・補助率の考え方

妊婦、新生児の円滑な救急搬送と三次周産期医療機関での確実な受入れ体制を確保することで、妊婦死亡や新生児死亡の減少につながるため、県として本事業を実施することは妥当である。

(4)類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

| | * 124 21 1 0 H | |
|-------|----------------|-------------------------|
| 事業内容 | 金額 | 事業内容の詳細 |
| 人件費 | | |
| 旅費 | | |
| 需用費 | | |
| 役務費 | | |
| 委託料 | 35,000 | 周産期母子医療センター等連絡システム委託事業費 |
| 工事請負費 | | |
| 補助金 | | |
| その他 | | |
| 合計 | 35,000 | |

| • I | | | | | |
|-----|---|----|-----------------------|-------------------|---|
| 決 | _ | 額 | $\boldsymbol{\alpha}$ | \rightarrow | |
| 7.8 | ᄮ | 슈田 | (D) | _ | л |
| | | | | | |

4 参考事項

(1)各種計画での位置づけ

- ・地域医療確保のための行動計画(岐阜県地域医療対策協議会報告)
- 第7期岐阜県保健医療計画第3部-第2章-第9節 周産期医療対策

(2) 国・他県の状況

委託先医療機関:地方独立行政法人を除く、下記の三次周産期医療機関

- ・長良医療センター ・大垣市民病院 ・高山赤十字病院
- •岐阜大学医学部附属病院 •岐阜市民病院

事 業 評 価 調 書(県単独補助金除く)

□ 新規要求事業

■継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

県では、平成20年度に三次周産期医療機関である5機関を、総合及び地域周産期母子医療センターに認定し、リスクの高い妊産婦及び新生児の救急搬送の依頼に24時間体制で対応し、やむを得ず受入れできない場合であっても、受入れ先を確保するネットワーク体制を構築した。今後もこの体制を維持するために本事業を実施する。

(目標の達成度を示す指標と実績)

| 指標名 | 事業 開始前 | 指標の |)推移 | 現在値 | 目標 | 達成率 |
|-----------|-----------|-------|-------|------|------|------|
| 三次周産期医療機関 | | 5 | 5 | 5 | 5 | 100% |
| の維持 | (H) | (H2O) | (H25) | (R1) | (R3) | |

〇指標を設定することができない場合の理由

(前年度の取組)

・事業の活動内容(会議の開催、研修の参加人数等)

ネットワークを構築する三次周産期医療機関(5ヶ所)が、24時間体制でリスクの高い妊産婦及び新生児の受入れを行い、万が一受入れができない場合であっても、確実に受入れ先を確保する体制を維持するため、必要経費に対する財政支援を継続する。

(前年度の成果)

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

三次周産期医療機関のネットワーク体制を維持することにより、リスクの 高い妊産婦及び新生児の確実な搬送が可能な体制が維持されている。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か)

〇:必要性が高い △:必要性が低い

(評価) 📗 🗦

本事業の実施によって、ネットワークを構築し、ハイリスク妊 産婦及び新生児を確実に受け入れる体制を維持することで、周産 期死亡率の低下につなげることができる。

0

事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)

〇:概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている

△:まだ期待どおりの成果が得られていない

(評価)

O

ハイリスク妊産婦及び新生児を24時間体制で受入れるため、 三次周産期医療機関がネットワークを構築し、確実に受け入れ先 を確保する体制を維持できるため、本事業は有効である。

・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)

〇:効率化は図られている △:向上の余地がある

(評価)

ネットワークを構築する各三次周産期医療機関への委託事業とすることで、臨機応変な対応が可能となっており、効率的に事業を実施することが可能となっている。

0

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

各三次周産期医療機関が受入れの可否について、最新の情報をシステム上で発信する必要があるが、病床等の状況は常に変動するため、最新の情報に更新し続けることは困難な場合がある。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今 後どのように取り組むのか

リスクの高い妊産婦及び新生児を24時間体制で受け入れるネットワーク体制を維持することは、妊産婦死亡や新生児死亡の減少につながる非常に重要な施策のため、来年度以降も継続する。